

亀山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年12月25日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市条例第28号

亀山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

亀山市国民健康保険税条例（平成17年亀山市条例第158号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書及び第26条中「58万円」を「61万円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の亀山市国民健康保険税条例の規定は、令和2年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和元年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。